

事務連絡
令和3年3月2日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

新型コロナウイルスへの感染防止対策としての警察との情報共有の推進について

各消防機関におかれては、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の10第2項に定めるところにより、救急業務の実施に際し、常に警察官と密接な連絡をとりながら対応いただいているところですが、今般、警察庁より、警察現場において、新型コロナウイルスに感染した死体等の取扱いが増加している現状に鑑み、「各自治体消防機関に対する情報共有について（依頼）」（令和3年3月2日付け警察庁丁捜一発第21号警察庁刑事局捜査第一課検視指導室長通知）（別添）により、新型コロナウイルス感染症に係る警察と消防機関との情報共有のより一層の推進について、依頼がありました。

つきましては、貴部（局）においては、別添の趣旨を御了知いただくとともに、各消防機関において警察との密接な連絡について、引き続き適切に対応いただきますよう、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知をお願いいたします。

問合せ先	消防庁救急企画室
担当	若味補佐、堤係長
電話	: 03-5253-7529
E-mail	: kyukyusuishin@soumu.go.jp

警察庁 丁 捜 一 発 第 2 1 号
令 和 3 年 3 月 2 日

総務省消防庁救急企画室長 殿

警察庁刑事局捜査第一課検視指導室長

各自治体消防機関に対する情報共有について（依頼）

日頃から警察業務各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加する中、警察職員や消防職員については、各種活動を通じて感染者と接触する可能性が高いと認められ、職員の感染防止を徹底するためには、警察と消防機関との情報共有が重要と考えられます。

こうした認識のもと、当庁においては新型コロナウイルス感染症に係る警察と消防機関との情報共有のより一層の推進を図るため、警視庁及び各道府県警察に対し、別添の事務連絡を発出したところ、貴庁におかれましては、各自治体消防機関に対する情報共有をお願い致します。

原 議 保 存 期 間 1 年
(令 和 4 年 3 月 3 1 日 ま で)

警 視 庁 刑 事 部 鑑 識 課 長
各 道 府 県 警 察 本 部 刑 事 部 長
警 視 庁 地 域 部 通 信 指 令 本 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 地 域 担 当 部 長
(参 考 送 付 先)

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 2 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 検 視 指 導 室 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 理 事 官

各管区警察局広域調整担当部広域調整第一課長

死体取扱時等における新型コロナウイルスへの感染防止対策としての消防機関との情報共有の推進について

新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加する中、死体等を取り扱う捜査員等の感染防止については、その徹底を図っているところである。

新型コロナウイルスに感染した死体等を取り扱う際には、死者及び関係者が新型コロナウイルスに感染している可能性があることを十分に念頭に置く必要があるが、死者の生前情報を事前に得ることができない場面も散見されることから、警察に先んじて死者、関係者等に接触する機会が想定される消防機関との情報共有が重要となる。

各位にあっては、死体等を取り扱う捜査員等の感染防止を徹底する観点から、上記事務連絡等の趣旨を更に徹底するとともに、下記の点にも十分留意の上、各自治体の消防機関とのより一層の情報共有を推進されたい。

なお、本件については、総務省消防庁に連絡済である。

記

1 消防機関との更なる情報共有が効果的と認められる具体例

新型コロナウイルス感染症に係る警察と消防機関との情報共有は、おおむね適切に行われているところ、新型コロナウイルスに感染した死体の取扱いが増加している現状に鑑み、更に以下のような点についても情報共有を推進すること。

- (1) 加害事案、人倒れ等の傷病者の通報等、新型コロナウイルスへの感染を直ちに疑うことが困難な事案の場合、消防機関が接触した時点の傷病者等が訴える発熱、咳、息苦しさ等の症状の有無
- (2) 例えば、末期がんの患者が死亡した場合等、その死が既往症によるものであり、新型コロナウイルス感染症以外が死因であると推認されるような場合においても、消防機関が接触した時点で新型コロナウイルス感染症と同一の症状がある場合は、その症状
- (3) 独居等により、生前情報が入手困難な場合は、消防機関が現場において得た情

報、例えば、

- ・体温計の使用形跡があり、高体温が記録されている
- ・市販の風邪薬を服用した形跡がある
- ・蘇生措置の際に、異常に体温が高いと感じた

等の情報

2 具体的推進事項

検視等の契機となる事案認知のうち、消防機関からの通報については、多くの場合、各都道府県警察本部通信指令室に対する110番通報及び警察署通信室に対する通報により認知しているのが現状である。消防機関からの通報に際しては、通信指令担当者が前記1の具体例を念頭に消防機関から積極的な聴取を行うよう、改めて意識付けを図ること。

また、警察官が救急隊等に先んじて死体取扱いの現場に到着した際には、前記1の具体例を念頭に情報収集するとともに、救急隊等への積極的な共有を図ること。

なお、救急隊等においては、その本来の活動に優先して前記具体例について把握がなされるものではなく、あくまでも副次的にこれらの情報の把握がなされるものであることに留意すること。

【本件担当】

警察庁刑事局捜査第一課検視指導室

800-4192、4193

警察庁生活安全局生活安全企画課地域警察指導室

800-3585、3586